

**『ケアマネジャー試験 過去問解説集 2018』  
2018年介護保険制度改革・介護報酬改定に伴う主な改正内容**

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきます。

**【第20回（平成29年度）】**

介護支援分野（2頁～）

頁	改正箇所	改正内容
9	・問題8（解説）	<p>【「選択肢2」の解説】  「主任介護支援専門員を置く必要はない。」 → 「主任介護支援専門員を置く必要はない。※」  ※2018(平成30)年の改正により、主任介護支援専門員を置かなければならなくなった（2020年度までの経過措置期間があり、その間は介護支援専門員でもよいとされている）。</p>
		<p>【「選択肢3」の解説】  「介護支援専門員でなければならない。」 → 「<u>介護支援専門員</u>※でなければならない。」  ※2018(平成30)年の改正により、常勤で配置される管理者は主任介護支援専門員でなければならないなくなった（2020年度までの経過措置期間があり、その間は介護支援専門員でもよいとされている）。</p>

## 【第19回（平成28年度）】

### 介護支援分野（64頁～）

頁	改正箇所	改正内容
70	・問題7（解説）	【「選択肢5」の解説】 「おおむね3か月に1回」 → 「おおむね3か月に1回※」 ※2018（平成30）年の改正により、会議の頻度に関する規定が「おおむね6か月に1回」となった。

### 福祉サービスの知識等（109頁）

頁	改正箇所	改正内容
120	・問題57（解説）	【「選択肢5」の解説】 「歯科衛生士が1か月に4回以上口腔ケアを行った場合の加算」 → 「歯科衛生士が1か月に4回以上口腔ケアを行った場合※の加算」 ※2018（平成30）年の改正により、口腔衛生管理加算の算定要件が、「①月2回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合」となった。

---

## 【第 18 回（平成 27 年度）】

### 保健医療サービスの知識等

頁	改正箇所	改正内容
170	・問題 45（解説）	<p>【「選択肢 5」の解説】</p> <p>「看護職員による居宅療養管理指導は算定できない。」 → 「<u>看護職員による居宅療養管理指導</u>※は算定できない。」</p> <p>※2018(平成 30)年の改正により、看護職員による居宅療養管理指導は廃止された。</p>

---

## 【第 16 回（平成 25 年度）】

### 福祉サービスの知識等

頁	改正箇所	改正内容
299	・問題 50（解説）	<p>【「選択肢 1」の解説】</p> <p>「所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定（減算）することになる。」 → 「<u>所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定（減算）することになる。※</u>」</p> <p>※2018(平成 30)年の報酬改定により、同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供する場合、事業所の 1 月あたりの利用者数が 50 人未満の場合は 100 分の 90、50 人以上の場合は 100 分の 85 に相当する単位数を算定（減算）されることとなった。</p>